

平成27年度事業計画

- 基本方針**
1. 一般財団法人としての機関運営はコンプライアンスを基本とし定款の規定に従います。
 2. 公益目的事業の継続のため、収益事業の安定経営に務めます。
 3. 教職員が教育に専念できる環境づくりとして、教職員を支える「福利厚生関係団体」相互の連携を図ります。

1. 会館の財政・管理運営について

- (1) 一般財団法人熊本県教育会館への移行趣旨を基に、定款に従った機関運営を行います。そのため、教育会館を設立した両教職員組合をはじめ、教職員の諸団体や行政当局との連絡を密に行いながら適正な事業執行に努めます。
- (2) 公益目的実施事業等会計と収益事業会計の区分経理を行い、事業収入と管理経費の適正化を図ります。
そのために制度検討委員会で、2～3年をめぐりに検討をすすめます。また、長期的な公益目的実施事業の継続のための事業環境を作ります。
- (3) 個人情報保護の重要性を踏まえ、法令およびその他の規範に基づき、個人情報を適切に取り扱うようにします。またそのための会館の規定整備等をすすめます。会館の会員管理は会館内に設置した「熊本県教職員厚生情報センター」において行います。
- (4) 教育会館の安全管理のため、関係機関と連絡を密に行い保守体制を堅持します。また、熊本市中央区九品寺自治会の「地域指定一時避難場所」の指定を受け、災害時に地域住民に施設の一部を提供できる体制を整えます。
会館の改修については「大規模改修委員会」で協議をすすめ、1～2年をめぐりに今後の改修計画の策定を行います。空調関係については喫緊の課題であり、今年度改修を行います。
- (5) 「教育会館ニュース」を発行し、教育会館設立の目的や現状を全教職員に知らせます。また、教育会館ホームページを活用して、情報の開示と発信に努めます。

2. 福祉共済事業について

- (1) 会館共済を継続します。団体保険としての「更新」手続きについては、更新時期（キャンペーン）の対応が教職員にとって「分かりやすく、手続きしやすい」ものとなるように改善を続けます。
- (2) 熊本県下の教育関係者の要望をもとに、制度検討を進めます。

3. 教育文化事業について

- (1) 図書寄贈を継続します。寄贈校の選定にあたっては、制度検討委員会を開催し決定します。
- (2) 県下の教職員のため、メンタルヘルス「こころゆったり講座」を8月11日（火）、育児休業者現場復帰支援「カムバックセミナー」を11月11日（水）に、「パパママひろば」を原則毎月第2水曜日に開催します。
また、教職員及び教育会館周辺の地域住民対象の「ヨガ教室」を原則毎月第1木曜日（午前）第3木曜日（夜）開催します。
- (3) 熊本県下の児童・生徒のための『会館（学校）寄席』を10月21日（水）、22日（木）、23日（金）に開催します。
- (4) 「県かるた協会」「日本将棋連盟熊本県支部」の活動に協賛し、会場の提供等を行います。
- (5) 教職員の電話相談室「レモンガラス」を継続します。またNPO法人「ハートラインくまもと」の子ども電話相談活動（現在休止中）を支援します。
- (6) 教育会館ロビーを活用した「アートのひろば」を継続します。

4. 事務受託事業（熊本県教職員厚生情報センター）について

- (1) 生活協同組合くまもと及び熊本県教職員組合との業務委託契約に基づき、効率的な組織・運営体制を構築し、財務の健全化に努めます。
- (2) 個人情報の適正管理については、法令及び諸規定等に従い、適正運用に努めます。